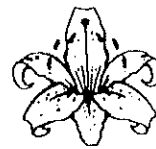


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 8 月 2 日 (火曜日) 定期 第 330 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	○公告	
○告示		開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	396
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	395	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	396
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	395	多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限 (内水面漁場管理委員会)	396
上砂災害警戒区域等における上砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	395	○入札公告	
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (3 件) (企業・寒川浄水場)	397
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (2 件) (企業・谷ヶ原浄水場)	400

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第332号
 救急病院等の認定 (平成元年神奈川県告示第580号) の一部を次のように改正する。
 令和 4 年 8 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治
 表医療法人社団緑成会横浜総合病院の項を削り、同表に次のように加える。

医療法人社団緑成会 横浜総合病院	横浜市青葉区鉄町 2,201の5	令和4年8月1日から 令和7年7月31日まで
---------------------	---------------------	---------------------------

神奈川県告示第333号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。
 令和 4 年 8 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永田東 1 丁目 3	横浜市南区永田東 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	永田東 1 丁目 3	横浜市南区永田東 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
釜利谷東 4 丁目 2	横浜市金沢区釜利谷東 4 丁目、釜利谷東 3 丁目、能見台六丁目及び能見台森のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	釜利谷東 4 丁目 2	横浜市金沢区釜利谷東 4 丁目、釜利谷東 3 丁目、能見台六丁目及び能見台森のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷津町 3	横浜市金沢区谷津町、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	谷津町 3	横浜市金沢区谷津町、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名瀬町 5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	名瀬町 5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

この公報は再生紙を使用しています

購読料
 (消費税・地方消費税・送料込み)
 一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
 本号 一部 三八〇円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通 一
 神奈川 県 政策 局 政策 部 政策 法 務 課
 電話 横浜 (〇四五) 二二〇一一一

印刷

横浜市 鶴見区 矢向 三 一 五 一 二 七
 野崎 印刷 紙器 株式会社
 電話 横浜 (〇四五) 五七一一三五〇八

神奈川県告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 8 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永田東1丁目3	横浜市南区永田東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	永田東1丁目3	横浜市南区永田東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
釜利谷東4丁目2	横浜市金沢区釜利谷東四丁目、釜利谷東三丁目、能見台六丁目及び能見台森のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	釜利谷東4丁目2	横浜市金沢区釜利谷東四丁目、釜利谷東三丁目、能見台六丁目及び能見台森のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷津町3	横浜市金沢区谷津町、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	谷津町3	横浜市金沢区谷津町、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名瀬町5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	名瀬町5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

公 告

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 8 月 2 日

神奈川県平塚土木事務所長 藤 崎 伸 二 郎

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市田中ヒシリ原827の1ほか1筆の各一部及び827の7ほか3筆
開発区域の面積	523.96平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市田中1,193
開発許可を受けた者の氏名	坂間 耕一
開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 3 月 10 日 神奈川県指令平土第610069号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 8 月 2 日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市社家4-323ほか19筆
開発区域の面積	19,233.01平方メートル
開発許可を受けた者の住所	大阪府大阪市中央区城見1-2の27・クリスタルタワー3階
開発許可を受けた者の氏名	アートバンライン株式会社 代表取締役 木谷 誠二

開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 3 年 5 月 27 日 神奈川県指令厚土東第610011号 (令和 3 年 10 月 29 日 神奈川県指令厚土東第610051号)
-------------------------	---

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内共第13号及び内共第14号第一種共同漁業権の区域において、次のとおり指示する。

令和 4 年 8 月 2 日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止する。

ア 大きさの制限

殻長1.5センチメートル以下のしじみは、採捕を禁止する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 公的機関が試験研究の用に供する場合

(イ) 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

イ 所持又は販売の禁止

アに違反して採捕したしじみ及びその製品の所持又は販売を禁止する。

ウ 漁具又は漁法の制限

(ア) 漁業者及び漁業従事者に係る制限

漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合において、しじみまき漁具（刃口をつけたものに限る。）によりしじみを採捕するときは、当該漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

a 籠目構造の部分にあっては、籠目1センチメートル

<p>以上かつす目0.6センチメートル以上</p> <p>b 網目構造の部分にあつては、網目1センチメートル以上</p> <p>c すのこ構造の部分にあつては、す目0.6センチメートル以上</p> <p>(イ) 遊漁者等に係る制限</p> <p>(ア)に規定する場合、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合及び神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によりしじみを採捕してはならない。</p> <p>a くまで(幅15センチメートル以下のものに限る。)</p> <p>b 徒手採捕</p> <p>(2) 内共第13号及び内共第14号の漁業の免許を受けたものは、当該漁業権の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。</p> <p>2 指示期間</p> <p>令和4年9月1日から令和5年8月31日まで</p>	<p>イ 申請方法</p> <p>かながわ電子入札共同システム(URL https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。</p> <p>また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。</p> <p>ウ 申請期限</p> <p>令和4年8月31日(水)午後5時</p> <p>エ その他</p> <p>詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。</p> <p>3 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属</p> <p>郵便番号253-0106 高座郡寒川町宮山4, 271番地 神奈川県企業庁寒川浄水場管理課 福田 はづき 電話(0467) 75-1056 ファクシミリ(0467) 74-5804</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間</p> <p>令和4年8月2日(火)から同月31日(水)まで</p> <p>4 入札参加希望者に求められる義務</p> <p>この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和4年8月31日(水)午後5時までに3の(1)の場所に提出してください。</p> <p>5 入札及び開札の場所及び日時</p> <p>この入札は、神奈川県企業庁寒川浄水場において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。</p> <p>(1) 入札期間</p> <p>令和4年9月9日(金)午前8時30分から同月13日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 開札日時</p> <p>令和4年9月14日(水)午前9時</p> <p>なお、郵便による入札をしようとする者は、令和4年9月13日(火)午後5時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金</p> <p>免除</p> <p>(3) 入札の無効</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。</p> <p>(4) 落札候補者及び落札者の決定方法</p> <p>神奈川県公営企業財務規程第148条第1項の規定に基づいて</p>
<p>入 札 公 告</p>	
<p style="text-align: center;">特定調達契約に係る入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札を行います。</p> <p>令和4年8月2日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県企業庁 寒川浄水場長 松 崙 尚 志</p> <p>1 調達内容</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量</p> <p>次亜塩素酸ナトリウム 1,100 t (令和4年度下半期分)</p> <p>(2) 納入期間</p> <p>令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間で、寒川浄水場長が発注する都度</p> <p>(3) 納入場所</p> <p>神奈川県企業庁寒川浄水場(高座郡寒川町宮山4, 271番地)</p> <p>(4) 最初の契約に係る入札公告日</p> <p>令和4年1月18日</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。</p> <p>(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「産業用薬品」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。</p> <p>(3) 神奈川県指名停止期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。</p> <p>なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。</p> <p>ア 資格審査に関する問合せ先</p> <p>神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045) 210-6721)</p>	

